

北海道北見北斗高等学校父母と教師の会会則

第1章 名称及び組織

第1条 本会は北海道北見北斗高等学校父母と教師の会と称し、事務局を本校内に置き、必要な地区に支部を設ける。

第2条 本会は本校生徒の父母あるいは保護者と本校職員とで組織する。

第2章 目的及び活動

第3条 本会は学校と家庭の関係を緊密にし、学校運営・生徒指導等につき協力し、その向上と発展を図り併せて父母あるいは保護者及び教職員の教養を高め、社会教育の振興に協力する事を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の理解と親睦を図る。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を指導する。
- (3) 学校の施設・設備の充実を図る。
- (4) 会員の研修並びに厚生施設の拡充を図る。
- (5) その他必要と認められる事業を行う。

第3章 役員と任務

第5条 本会には次の役員を置き、任務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名 会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副 会 長 若干名 会長を補佐し、会長が不在の時はその代理をする。
- (3) 顧 問 若干名 会長の諮問に応ずる。
- (4) 理 事 若干名 各学年委員会を組織し、会務の執行に当たる。
- (5) 評 議 員 若干名 各特別委員会を組織し、会務の執行に当たる。
- (6) 幹 事 若干名 周年記念事業等の推進のため、適時置くことができる。
- (7) 会計監査 3名 本会の会計事務の執行を監査する。
- (8) 会 計 1名 本会の経費出納に当たる。
- (9) 書 記 2名 総会及び各種会合、委員会の運営及び記録に当たる。
- (10) 支 部 長 若干名 各支部を統括し、本部との連絡を図る。

第6条 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第7条 役員の選出は次の方法による。

- (1) 会長、副会長、会計監査は役員選考委員会で推薦し、総会の承認を得る。ただし、副会長の1名は教頭とし、会計監査の1名は職員とする。
- (2) 役員選考委員会の構成は、会長、副会長、各学年委員会委員長（理事）・各特別委員会委員長（評議員）とし、委員の互選により正・副委員長を選出する。なお、役員選考委員会は委員の3分の2以上の出席で成立し、全会一致で案件を議決する。
- (3) 顧問は、本会に対して功労のある者を会長が推薦する。但し、1名は校長とする。
- (4) 理事は、各ホームルーム毎に選出された1名と、教員代表若干名を会長が委嘱する。
- (5) 評議員は、各ホームルーム毎に選出された2名と、教員代表若干名を会長が委嘱する。
- (6) 幹事及び会計、書記は会長が委嘱する。

(7) 支部長は、各支部会において選出し、会長が委嘱する。

第4章 会議

第8条 本会の会議は、総会、役員会、三役会、各学年委員会、各特別委員会とする。

2 特別の事業完遂のため、会長は三役会の協議を経て委員会を設置することができる。

第9条 総会は毎年4月に開き、次の事項を付議する。但し、会長は役員会が必要と認めた時は、臨時に総会を開くことができる。

- (1) 会務報告
- (2) 年度計画、予算、決算
- (3) 役員選出
- (4) 会則審議
- (5) その他の必要事項

第10条 役員会は会長、副会長、会計監査、各学年委員会委員長（理事）、各特別委員会委員長（評議員）、各支部長をもって構成し、必要に応じて随時会合を開き、次の事項を協議する。

- (1) 本会の事業運営に関する必要事項の審議と決定
- (2) 本会の事業についての企画と執行
- (3) 予算の追加及び更正
- (4) その他必要事項の審議

第11条 三役会は会長、副会長、顧問（校長）をもって構成し、必要に応じて会合を開き、次の事項を協議するとともに、会務を執行する。

- (1) 総会に提出する報告書、議案書等の作成
- (2) 緊急な案件への対応

第12条 各学年委員会は、正・副委員長を当該学年の理事から選出し、当該学年に関する必要事項について審議するとともに、本会の目的を遂行するための必要な事業を計画し、実施する。

第13条 特別委員会は、必要に応じて次の委員会を置くことができる。

- (1) 生徒指導・交通安全委員会
- (2) 進路委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 健康安全委員会

2 各特別委員会は、正・副委員長をそれぞれの評議員から選出し、各委員会に関する必要事項について審議するとともに、本会の目的を遂行するための必要な事業を計画し、実施する。

第14条 会議の招集及び議長は次のとおりとする。

- (1) 総会、役員会、三役会は会長が招集し、会長が議長に当たる。
- (2) 各学年委員会、各特別委員会はそれぞれの委員長が招集し、これを司会する。必要な場合は三役が出席する。

第15条 会議は、出席会員をもって成立し、議決は出席会員の多数決による。ただし、会則の変更は総会の議決により、出席者の3分の2以上の賛成による。

第16条 本校内に設置する事務局は会の事務を処理し、事務局長その他必要な事務局員は会長が委嘱する。

第5章 会計

第17条 会計は一般会計と特別会計とし、入会金、会費、事業収入及び寄付金をもってこれに当て

る。

2 入会金、会費は、毎年総会において定める。

3 弟・妹が入学し、兄弟・姉妹が同時に在学する場合、2人目以降の会費は半額とする。

3 職員の子弟が入学した場合、職員としての会費は徴収しない。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 慶弔

第19条 会員の慶弔に関しては、別紙【慶弔規定】による。

附 則

本会の運営に必要な細則は理事会の議決により定める。

昭和62年2月23日 一部改正

平成12年4月28日 一部改正

平成19年4月26日 一部改正

平成21年5月15日 一部改正

平成23年4月23日 一部改正

【慶弔規程】

対象	種 別	区 分	金 額	備 考
生 徒 ・ 保護者	香 典	生徒	10,000	別に花輪又は生花を供える
		保護者	10,000	別に花輪又は生花を供える
	災害見舞			三役協議
職 員	餞 別		10,000	(転出・退職)
	香 典	本人	10,000	別に花輪又は生花を供える
		配偶者	10,000	
		子・父・母	5,000	三役協議（義父母は同居の場合に限る）
	災害見舞			三役協議
功績者	PTA、学校に対して特に功績のあった者、並びに関係の深い者に、その都度、三役が協議して決定する。			